

請願・陳情参考資料

令和3年3月1日

令和新時代創造本部

受 理 番 号 (受理年月日)	所 管	件名及び提出者	現状と県の取組状況
3 年 - 4 号 (3. 2. 22)	新時代創造	男女雇用機会均等法の理念に基づいた男女共同参画施策の更なる推進を求める意見書の提出について (個人)	【現 状】 ○我が国では、昭和 60 年に雇用分野での男女の均等な機会及び待遇の確保を目的とした「男女雇用機会均等法」、平成 3 年に「育児休業法（平成 7 年に育児・介護休業法に改正）」が制定され、雇用管理での性別を理由とする差別の解消や仕事と家庭の両立の推進に向けた取組が進められてきた。 また、平成 11 年に男女共同参画社会の実現に向けた「男女共同参画社会基本法」、平成 27 年に働く場における女性の活躍の推進を目的とした「女性活躍推進法」が制定され、行政、企業、地域等が一体となって男女共同参画の推進に取り組んできた。 さらに、平成 30 年には政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進することを目的とした「政治分野における男女共同参画推進法」が制定されたところである。 ○これまでの様々な施策の展開により、女性の労働力率が出産・子育て期に低下する M 字カーブは解消されつつあり、夫が雇用者である 2 人以上の世帯の約 7 割が共働き世帯となっているが、引き続き固定的な性別役割分担意識が残っているとされ、「2020 年までに指導的地位に女性が占める割合が少なくとも 30%程度となる」との目標の達成も困難な状況にある。 ○国際的にみても、世界経済フォーラムが公表する「ジェンダーギャップ指数 2020」において、総合順位で 153 か国中 121 位となっており、特に健康分野（40 位）、教育分野（91 位）と比べて、経済分野（115 位）、政治分野（144 位）が低位にあり、政策・方針決定過程への女性の参画に関して諸外国に比べて非常に遅れたものとなっている。 ○これらの状況を踏まえ、令和 2 年 12 月に策定された「第 5 次男女共同参画基本計画」では、2030 年代には誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがいないような社会となることを目指し、政治、行政、経済等の各分野において政策・方針決定過程への女性の参画拡大に取り組むとされている。

			【県の取組状況】 ○鳥取県の男女共同参画推進条例では、県の附属機関の委員は男女の数が均衡するよう努めることとされており、県の審議会等委員に占める女性割合は 42.4%（令和 2 年 4 月）で全国 3 位となっている。また、「鳥取県男女共同参画計画」及び「鳥取県女性活躍推進計画」により官民挙げての取組を進めることで、女性管理職のいる事業所の割合、管理的地位に占める女性の割合が上昇するなど、県内における女性の活躍が拡大している。 ・女性管理職のいる事業所の割合：平成 27 年 43.7% → 令和 2 年 63.8% ・管理的地位に占める女性の割合：平成 27 年 19.9% → 令和 2 年 26.4% ○令和 2 年 12 月に策定した「鳥取県性にかかわらず誰もが共同参画できる社会づくり計画」及び「第 2 次鳥取県女性活躍推進計画」では、従業員 10 人以上の事業所の管理的地位に占める女性割合を令和 7 年度までに 30%以上とする等の目標値を掲げ、一人一人が能力を発揮できる職場環境づくりやあらゆる分野における男女共同参画の推進に取り組むこととしている。
--	--	--	--